

国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構規則

〔平成29年3月31日〕
規則第56号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における教育、研究及び学習に必要な医歯学情報等の図書並びにその他必要な資料等の収集・整理・管理・運用等を行うとともに、情報通信技術の総合的な利用の促進を図ることを目的とする。

第2章 機構

(部門)

第3条 機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 図書館部門
- (2) ITセキュリティ部門

(図書館等)

第4条 図書館部門に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 図書館
- (2) 図書館国府台分館（以下、「分館」という。）

(機構の業務)

第5条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学全体の情報戦略の立案及び推進に関すること。
- (2) 図書館及び分館並びにITセキュリティ部門の管理運営に関すること。

(機構長)

第6条 組織運営規程第14条の6第2項に定める機構長（以下、「機構長」という。）

は、学長が指名する理事又は副理事をもって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

(副機構長)

第7条 機構に、副機構長2名を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、それぞれ第3条各号で定める部門を管掌し、機構長の職務を補佐する。

3 副機構長の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(部門長)

第8条 第3条各号の部門に長(以下、「部門長」という。)を置き、それぞれの部門を管掌する副機構長をもって充てる。

2 部門長は、それぞれの次のとおり職務を行う。

(1) 副機構長(図書館部門)は図書館部門長として、図書館部門の管理運営について統括する。

(2) 副機構長(ITセキュリティ部門)はITセキュリティ部門長として、ITセキュリティ部門の管理運営について統括する。

(図書館部門副部門長)

第9条 分館に図書館部門副部門長(以下、「副部門長」という。)を置く。

2 副部門長は、分館の管理運営について統括する。

3 副部門長は、教養部の教授又は准教授のうち教養部教授会の議を経た者2名以上を、情報戦略会議から候補者として推薦し、学長が選考する。

4 副部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副部門長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(教職員)

第10条 機構に、機構長、副機構長(部門長)、副部門長のほか必要な教職員を置くことができる。

(情報戦略会議)

第11条 機構に、情報戦略会議を置く。

(審議事項)

第12条 情報戦略会議は、第5条に規定する業務を遂行するため、機構の運営の基本方針等の企画・立案及びその実施に関すること並びにその他機構の管理運営に関する重要事項を審議する。

(情報戦略会議の組織)

第13条 情報戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 事務局長

(3) 副機構長

(4) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第4号に掲げる委員は、機構長の推薦により学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第14条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第15条 情報戦略会議に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、情報戦略会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第16条 情報戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 情報戦略会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第17条 情報戦略会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第3章 図書館及び分館（図書館部門）

(図書館及び分館の業務)

第18条 図書館及び分館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 図書及び雑誌等の管理に関すること。
- (2) 電子ジャーナル、e-Book 及び学術データベースの契約・提供に関すること。
- (3) カウンターサービスの提供に関すること。
- (4) 大学紀要 (Journal of Medical and Dental Sciences) の編集・公開に関すること。
- (5) その他図書館及び分館に関すること。

(図書館運営委員会及び分館運営委員会)

第19条 図書館に、図書館の運営に関する事項を審議するため、図書館運営委員会を置く。

- 2 分館に、分館の運営に関する事項を審議するため、分館運営委員会を置く。
- 3 図書館運営委員会及び分館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学紀要編集委員会)

第20条 図書館に、大学紀要の編集・公開に関する事項を審議するため、大学紀要編集委員会を置く。

- 2 大学紀要編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 ITセキュリティ部門

(ITセキュリティ部門の業務)

第21条 ITセキュリティ部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報セキュリティマネジメントの実施に関すること。
- (2) 学内情報システムの一元的な管理及び把握に関すること。
- (3) 情報システムの開発支援に関すること。
- (4) 情報システムの運用支援に関すること。
- (5) その他情報システムに関すること。

(情報システム企画委員会)

第22条 ITセキュリティ部門の運営に関する事項を審議するため、情報システム企画委員会を置く。

2 情報システム企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ITセキュリティ部門協力員)

第23条 ITセキュリティ部門の業務に協力するため、ITセキュリティ部門協力員(以下「協力員」という。)を置くことができる。

2 協力員は、大学院の各研究科、各学部、教養部及び各附置研究所の教員をもって充て、ITセキュリティ部門長が委嘱する。

3 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該協力員の任期の末日は、当該協力員を委嘱するITセキュリティ部門長の任期の末日以前とする。

4 補欠の協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 その他

(事務)

第24条 機構に関する事務は、統合情報機構事務部で処理する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、情報戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構規則(平成22年規則第15号)

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学図書館情報メディア機構情報基盤部門運営委員会規則(平成22年規則第21号)

(3) 国立大学法人東京医科歯科大学情報戦略委員会規則(平成23年規則第107号)

(4) 東京医科歯科大学図書館情報メディア機構部門長等連絡会議内規(平成22年機構長制定)

附 則(平成30年9月6日規則第77号)

この規則は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月20日規則第31号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月12日規則第62号)

この規則は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月30日規則第9号)

この規則は、令和2年1月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日規則第32号)

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

附 則(令和3年4月28日規則第55号)

この規則は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。